

組織規程（平成31年規程第18号）の一部を次のとおり改正する。

令和3年1月14日改正
経営委員会

新	旧
<p>組織規程</p> <p>平成31年規程第18号 平成31年3月7日制定 令和元年8月27日改正 令和2年2月6日改正 <u>令和3年1月14日改正</u></p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>（審議役） 第4条 略 2 略 3 審議役は、前項に規定するもののほか、企画部の所掌事務（第10条第4号に掲げる事務に限る。）<u>、情報管理部の所掌事務（第10条の3第1号に掲げる事務に限る。）及び法務室の所掌事務（管理運用法人のコンプライアンスに関する事務に限る。）</u>を総括する。</p> <p>第5条 略</p> <p>（コンプライアンス・オフィサー） 第6条 管理運用法人に、<u>コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス・オフィサー代行</u>を置く。</p>	<p>組織規程</p> <p>平成31年規程第18号 平成31年3月7日制定 令和元年8月27日改正 令和2年2月6日改正</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>（審議役） 第4条 略 2 略 3 審議役は、前項に規定するもののほか、企画部の所掌事務（第10条第7号及び第10号に掲げる事務に限る。）及び情報管理部の所掌事務（第10条の3第1号に掲げる事務に限る。）を総括する。</p> <p>第5条 略</p> <p>（コンプライアンス・オフィサー） 第6条 管理運用法人に、コンプライアンス・オフィサーを置く。</p>

新	旧
<p>2 コンプライアンス・オフィサーは、管理運用法人の役員及び職員に対する法令遵守等の周知に係る事務をつかさどるほか、別に定める事務に当たるものとする。</p>	<p>2 コンプライアンス・オフィサーは、管理運用法人の役員及び職員に対する法令遵守等の周知に係る事務をつかさどるほか、別に定める事務に当たるものとする。</p>
<p>3 <u>コンプライアンス・オフィサー代行は、コンプライアンス・オフィサーに事故ある場合及び別に定める場合にその職務を代行するものとする。</u></p>	
<p>第7条 <u>削除</u></p>	<p><u>(リーガル・オフィサー)</u></p>
<p>第7条 <u>削除</u></p>	<p>第7条 <u>管理運用法人に、リーガル・オフィサーを置く。</u></p>
	<p>2 <u>リーガル・オフィサーは、契約内容の法令的な確認その他法務をつかさどる。</u></p>
<p>(部、室及び事務室の設置)</p>	<p>(部、室及び事務室の設置)</p>
<p>第8条 管理運用法人に、次の部、室及び事務室を置く。</p>	<p>第8条 管理運用法人に、次の部、室及び事務室を置く。</p>
<p>総務部</p>	<p>総務部</p>
<p>企画部</p>	<p>企画部</p>
<p>調査数理室</p>	<p>調査数理室</p>
<p>運用リスク管理室</p>	<p>運用リスク管理室</p>
<p>情報管理部</p>	<p>情報管理部</p>
<p>投資戦略部</p>	<p>投資戦略部</p>
<p>運用管理部</p>	<p>運用管理部</p>
<p>市場運用部</p>	<p>市場運用部</p>
<p>オルタナティブ投資室</p>	<p>オルタナティブ投資室</p>
<p>インハウス運用室</p>	<p>インハウス運用室</p>
<p><u>法務室</u></p>	
<p>監査室</p>	<p>監査室</p>
<p>経営委員会事務室</p>	<p>経営委員会事務室</p>
<p>監査委員会事務室</p>	<p>監査委員会事務室</p>
<p>第9条 略</p>	<p>第9条 略</p>

新	旧
<p>(企画部の所掌事務)</p> <p>第10条 企画部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、管理運用業務に関し、他部の所掌に属しないものに関する事。</p> <p>第10条の2～第13条 略</p> <p><u>(法務室の所掌事務)</u></p> <p>第13条の2 法務室においては、次に掲げる事務その他の法務に関する事務及び管理運用法人のコンプライアンスに関する事務をつかさどる。</p> <p><u>(1) 管理運用法人の法務リスクの管理に係る企画、立案及び調整に関する事。</u></p> <p><u>(2) 管理運用法人の契約その他の業務の法令的な確認に関する事。</u></p> <p><u>(3) 管理運用法人に係る訴訟及び紛争への対応に関する事。</u></p> <p>第14条～第17条 略</p> <p>附 則</p> <p>略</p> <p>附 則 (令和元. 8. 27 改正)</p> <p>略</p> <p>附 則 (令和2. 2. 6 改正)</p> <p>略</p> <p>附 則 (令和3. 1. 14改正)</p>	<p>(企画部の所掌事務)</p> <p>第10条 企画部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 管理運用法人のコンプライアンスに関する事。</u></p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、管理運用業務に関し、他部の所掌に属しないものに関する事。</p> <p>第10条の2～第13条 略</p> <p>第14条～第17条 略</p> <p>附 則</p> <p>略</p> <p>附 則 (令和元. 8. 27 改正)</p> <p>略</p> <p>附 則 (令和2. 2. 6 改正)</p> <p>略</p>

この改正は、令和3年3月1日から施行する。

内部統制の基本方針（平成31年規程第17号）の一部を次のとおり改正する。

令和3年1月14日改正
経営委員会

新	旧
<p>内部統制の基本方針</p> <p style="text-align: center;">平成31年規程第17号 平成31年3月7日制定 <u>令和3年1月14日改正</u></p> <p>略</p> <p>1 理事長、理事及び職員の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制 (1)、(2) 略</p> <p>(3) 法令等の遵守</p> <p>① 理事長は、全ての役員等が法令、就業規則その他の規程等を遵守して行動することを徹底するため、コンプライアンスハンドブックを作成し、役員等に配付し、必要に応じて改訂を行うとともに、コンプライアンスに関する研修等を行う。</p> <p>② 理事長は、コンプライアンス委員会を統括するとともに、コンプライアンス・オフィサーを任命し、<u>法務及びコンプライアンス</u>に関する業務を専門的に遂行する組織を設置する。</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>2～14 略</p> <p>附 則</p>	<p>内部統制の基本方針</p> <p style="text-align: center;">平成31年規程第17号 平成31年3月7日制定</p> <p>略</p> <p>1 理事長、理事及び職員の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制 (1)、(2) 略</p> <p>(3) <u>法令遵守等に関する役員等への周知等</u></p> <p>① 理事長は、全ての役員等が法令、就業規則その他の規程等を遵守して行動することを徹底するため、コンプライアンスハンドブックを作成し、役員等に配付し、必要に応じて改訂を行うとともに、コンプライアンスに関する研修等を行う。</p> <p>② 理事長は、コンプライアンス委員会を統括するとともに、コンプライアンス・オフィサー<u>及びリーガル・オフィサー</u>を任命し、コンプライアンスに関する業務を専門的に遂行する組織を設置する。</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>2～14 略</p> <p>附 則</p>

新	旧
略	略

附 則（令和3. 1. 14改正）

この改正は、令和3年3月1日から施行する。

制裁規程（平成31年規程第24号）の一部を次のとおり改正する。

令和3年1月14日改正
経営委員会

新	旧
<p>制裁規程</p> <p>平成31年規程第24号 平成31年3月29日制定 <u>令和3年1月14日改正</u></p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>（調査及び報告書の作成等）</p> <p>第5条 役員の違法行為等に該当する疑いがあると認められる事案（以下「制裁等疑義事案」という。）が発生したときは、理事長等については、監査委員会が選定する監査委員（ただし、全ての監査委員が当該制裁等疑義事案に関する者である場合は、経営委員会が指名する経営委員会の委員長又は委員（監査委員を兼ねる委員を除く。）。以下「選定監査委員等」という。）が、理事については、総務部長が、速やかに調査を開始し、その事実の存否、内容、関係者等について十分に調査しなければならない。</p> <p><u>2 法務室は、前項の調査について必要な支援を行うものとする。</u></p> <p><u>3 選定監査委員等は、理事長等について第1項に規定する調査を行ったときは、制裁等事案発生調査書を作成しなければならない。</u></p> <p><u>4 総務部長は、第1項の調査により、理事について違法行為等に該当すると判断したときは、制裁等事案発生報告書を作成しなければならない。</u></p>	<p>制裁規程</p> <p>平成31年規程第24号 平成31年3月29日制定</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>（調査及び報告書の作成等）</p> <p>第5条 役員の違法行為等に該当する疑いがあると認められる事案（以下「制裁等疑義事案」という。）が発生したときは、理事長等については、監査委員会が選定する監査委員（ただし、全ての監査委員が当該制裁等疑義事案の対象となる場合は、経営委員会が指名する経営委員会の委員長又は委員（監査委員を兼ねる委員を除く。）。以下「選定監査委員等」という。）が、理事については、総務部長が、速やかに調査を開始し、その事実の存否、内容、関係者等について十分に調査しなければならない。</p> <p><u>2 選定監査委員等は、理事長等について前項に規定する調査を行ったときは、制裁等事案発生調査書を作成しなければならない。</u></p> <p><u>3 総務部長は、当該調査により、理事について違法行為等に該当すると判断したときは、制裁等事案発生報告書を作成しなければならない。</u></p>

新	旧
<p>(制裁等事案の報告等)</p> <p>第6条 選定監査委員等は、前条第3項の規定に基づき、理事長等に係る制裁等事案発生調査書を作成したときは、遅滞なく経営委員会及び厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 総務部長は、前条第4項の規定に基づき、制裁等事案発生報告書を作成したときは、遅滞なくその内容を理事長及び監査委員に報告しなければならない。</p> <p>(忌避)</p> <p>第6条の2 第5条第1項の規定における理事の事案に関し、総務部長が当該事案に関する者であるときは、理事長は、総務部長に代わって同条第1項及び第4項に規定する権限を行う者を指名する。</p> <p>第7条～第9条 略</p> <p>(委員会の構成)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 委員長は、審議の対象者でない理事をもって充てる。ただし、<u>当該理事に事故があるとき又は全ての理事が審議の対象者であるときは</u>、委員の中から理事長が指名する者をもって充てる。</p> <p>3 委員は、審議役、コンプライアンス・オフィサー、総務部長、<u>法務室長及び運用管理部長</u>をもって充てる。<u>ただし、第6条の2の規定により理事長が指名した者があるときは、総務部長に代えて当該理事長が指名した者をもって充てることとする。</u></p> <p>4 略</p> <p>第11条～第17条 略</p>	<p>(制裁等事案の報告等)</p> <p>第6条 選定監査委員等は、前条第2項の規定に基づき、理事長等に係る制裁等事案発生調査書を作成したときは、遅滞なく経営委員会及び厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 総務部長は、前条第3項の規定に基づき、制裁等事案発生報告書を作成したときは、遅滞なくその内容を理事長及び監査委員に報告しなければならない。</p> <p>(忌避)</p> <p>第6条の2 第5条第1項の規定における理事の事案に関し、総務部長が当該事案に関する者であるときは、理事長は、総務部長に代わって同条第1項及び第3項に規定する権限を行う者を指名する。</p> <p>第7条～第9条 略</p> <p>(委員会の構成)</p> <p>第10条 委員会は、委員長及び委員で構成する。</p> <p>2 委員長は、審議の対象者でない理事をもって充てる。ただし、<u>全ての理事が審議の対象者である場合は</u>、委員の中から理事長が指名する者をもって充てる。</p> <p>3 委員は、審議役、コンプライアンス・オフィサー、総務部長、<u>企画部長及び市場運用部長</u>をもって充てる。</p> <p>4 略</p> <p>第11条～第17条 略</p>

新	旧
附 則 略	附 則 略

附 則（令和3. 1. 14改正）
この改正は、令和3年3月1日から施行する。

内部通報及び外部通報に関する規程（平成31年規程第9号）の一部を次のとおり改正する。

令和3年1月14日改正
経営委員会

新	旧
<p>内部通報及び外部通報に関する規程</p> <p>平成31年規程第9号 平成31年1月21日制定 <u>令和3年1月14日改正</u></p> <p>第1条 略</p> <p>(内部通報及び相談窓口)</p> <p>第2条 役員等からの違法行為等に関する通報を受け付ける窓口は、<u>法務室及び管理運用法人が指定する弁護士</u>とし、役員等はそのいずれの窓口にも通報できるものとする。</p> <p>2 この規程における通報の仕組みに関する質問等に対応するための相談窓口は<u>法務室</u>とする。</p> <p>(外部通報)</p> <p>第2条の2 役員等以外の者からの違法行為等に関する通報を受け付ける窓口は、<u>法務室</u>とする。</p> <p>第3条、第4条 略</p> <p>(調査の実施)</p> <p>第5条 略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 <u>法務室は、前2項の調査について必要な支援を行うものとする。</u></p> <p>5 <u>調査者及び第3項の部室長等(以下「調査者等」という。)は、それ</u></p>	<p>内部通報及び外部通報に関する規程</p> <p>平成31年規程第9号 平成31年1月21日制定</p> <p>第1条 略</p> <p>(内部通報及び相談窓口)</p> <p>第2条 役員等からの違法行為等に関する通報を受け付ける窓口は、<u>企画部企画課及び管理運用法人顧問弁護士</u>とし、役員等はそのいずれの窓口にも通報できるものとする。</p> <p>2 この規程における通報の仕組みに関する質問等に対応するための相談窓口は<u>企画部企画課(以下「相談窓口」という。)</u>とする。</p> <p>(外部通報)</p> <p>第2条の2 役員等以外の者からの違法行為等に関する通報を受け付ける窓口は、<u>企画部企画課</u>とする。</p> <p>第3条、第4条 略</p> <p>(調査の実施)</p> <p>第5条 略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 <u>調査者(ただし前項の場合は部室長等)は、当該調査に関し、報告を</u></p>

新	旧
<p>それが実施する調査に関し、報告を受ける者に対して、逐次進捗を報告するとともに、事実関係の調査の結果を直ちに報告しなければならない。</p> <p>6 <u>法務室長は、第1項及び前項の報告等に基づき、通報の受付及び調査の状況を管理するとともに、四半期に一度、監査委員に報告するものとする。</u></p> <p>第6条 略</p> <p>(是正措置)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 是正措置等を講ずる者は、第1項に係る是正措置等を講じた後に、それらが十分機能しているかについて、適切な時期に第5条第<u>5</u>項の調査者等に対しその確認を命じ、報告を求める。その結果、必要があると認める場合は、新たな是正措置等を講ずるよう、関係者又は関係部署に命じるものとする。</p> <p>第8条、第9条 略</p> <p>(通報者等の保護)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 是正措置等を講ずる者は、通報者又は調査に協力した役員等（違法行為等に関与した者を除く。）に対し、通報又は調査の協力を行ったことを理由として不利益な取扱い又は報復的な行為が行われていないか、適切な時期に第5条第<u>5</u>項の調査者等に対しその確認を命じ、報告を求める。その結果、上記の行為が認められた場合には、直ちに必要な措置を講ずる。</p>	<p>受ける者に対して、逐次進捗を報告するとともに、事実関係の調査の結果を直ちに報告しなければならない。</p> <p>第6条 略</p> <p>(是正措置)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 是正措置等を講ずる者は、第1項に係る是正措置等を講じた後に、それらが十分機能しているかについて、適切な時期に第5条第<u>4</u>項の調査者に対しその確認を命じ、報告を求める。その結果、必要があると認める場合は、新たな是正措置等を講ずるよう、関係者又は関係部署に命じるものとする。</p> <p>第8条、第9条 略</p> <p>(通報者等の保護)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 是正措置等を講ずる者は、通報者又は調査に協力した役員等（違法行為等に関与した者を除く。）に対し、通報又は調査の協力を行ったことを理由として不利益な取扱い又は報復的な行為が行われていないか、適切な時期に第5条第<u>4</u>項の調査者に対しその確認を命じ、報告を求める。その結果、上記の行為が認められた場合には、直ちに必要な措置を講ずる。</p>

新				旧			
<p>(コンプライアンス委員会への報告)</p> <p>第11条 第5条第5項の調査者等は、通報処理業務の終了後に当該事案の顛末について、適切な時期にコンプライアンス委員会に報告する。</p> <p>第12条、第13条 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表 (第5条、第7条及び第10条関係)</p>				<p>(コンプライアンス委員会への報告)</p> <p>第11条 第5条第4項の調査者は、通報処理業務の終了後に当該事案の顛末について、適切な時期にコンプライアンス委員会に報告する。</p> <p>第12条、第13条 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表 (第5条、第7条及び第10条関係)</p>			
通報対象者の区分	報告を受ける者	調査者	是正措置及び再発防止策を講ずる者	通報対象者の区分	報告を受ける者	調査者	是正措置及び再発防止策を講ずる者
略	理事長、理事、コンプライアンス・オフィサー(コンプライアンス・オフィサーが通報の事案に関する者である場合は、コンプライアンス・オフィサー代	選定監査委員(選定監査委員とは監査委員会において指名を受けた監査委員をいう。ただし、全ての監査委員が通報の事案に関する者である場合は、経	略	略	理事長、理事及びコンプライアンス・オフィサー、経営委員長並びに監査委員(ただし通報に	選定監査委員(選定監査委員とは監査委員会において指名を受けた監査委員をいう。ただし、全ての監査委員が事案対象となる場合は、経営委員会が指名する経営委員長又は経営委員(監査委員を除く。))	略

新				旧			
	関する者である 場合は当該者を 除く。)	く。))					
略	理事長、理事、 コンプライアンス・ オフィサー (コンプライア ンス・オフィサ ーが通報の事案 に関する者であ る場合は、コン プライアンス・ オフィサー代 行)、総務部長 、法務室長及び 監査委員(ただ し通報の事案に 関する者である 場合は当該者を 除く。)	(理事又は職員 の場合) コンプライア ンス・オフィサ (コンプライア ンス・オフィサ ーが通報の事案 に関する者であ る場合は、コン プライアンス・ オフィサー代 行)	略	略	理事長、理事及 びコンプライア ンス・オフィサ ー、総務部長並 びに監査委員 (ただし通報に 関わる当事者で ある場合は当該 者を除く。)	(理事又は職員 の場合) コンプライア ンス・オフィサ ー	略

附 則 (令和3. 1. 14改正)

この改正は、令和3年3月1日から施行する。

金融商品の取引等に関する規程（平成31年規程第12号）の一部を次のとおり改正する。

令和3年1月14日改正
経営委員会

新	旧
<p>金融商品の取引等に関する規程</p> <p>平成31年規程第12号 平成31年1月21日制定 <u>令和3年1月14日改正</u></p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>（審査委員会の設置）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 審査委員会は、委員長及び委員で構成し、委員長はコンプライアンス・オフィサー、委員は総務部長、市場運用部長、<u>法務室長</u>、監査室長及びコンプライアンス・オフィサー補佐官をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>委員から前条第1項の承認申請があったときは、当該委員は委員会に出席することができない。</u></p> <p>5 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を委員会に出席させ、質問し、又は意見を述べさせることができる。</p> <p>6 審査委員会の庶務は、<u>法務室</u>において行う。</p> <p>（違反行為への対処等）</p> <p>第8条 役員等がこの規程に違反し、又はそのおそれがある場合は、<u>コンプライアンス・オフィサー（コンプライアンス・オフィサーが当該役員等である場合は、コンプライアンス・オフィサー代行）</u>が指名する者が調査を行う。<u>ただし、内部通報及び外部通報に関する規程第5条第2項</u></p>	<p>金融商品の取引等に関する規程</p> <p>平成31年規程第12号 平成31年1月21日制定</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>（審査委員会の設置）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 審査委員会は、委員長及び委員で構成し、委員長はコンプライアンス・オフィサー、委員は総務部長、<u>企画部長</u>、市場運用部長、監査室長及びコンプライアンス・オフィサー補佐官をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>4 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を委員会に出席させ、質問し、又は意見を述べさせることができる。</p> <p>5 審査委員会の庶務は、<u>企画部企画課</u>において行う。</p> <p>（違反行為への対処等）</p> <p>第8条 役員等がこの規程に違反し、又はそのおそれがある場合は、<u>審査委員会委員長</u>が指名する者が調査を行う。</p>

新	旧
<p><u>の調査が行われる場合はこの限りでない。</u></p> <p>2 略</p> <p>第9条～第11条 略</p> <p>附 則 略</p> <p>(様式1) 略 (様式2) 略</p>	<p>2 略</p> <p>第9条～第11条 略</p> <p>附 則 略</p> <p>(様式1) 略 (様式2) 略</p>

附 則 (令和3. 1. 14改正)
この改正は、令和3年3月1日から施行する。